

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

由仁町は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北海道 由仁町長

公表日

令和2年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険は、国民健康保険法に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行う。</p> <p>当町は、国民健康保険に関する事務において、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者の資格取得・喪失等の異動に関する事務。 ②被保険者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証などの発行等に関する事務。 ③保険給付等に関する事務。 ④被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。</p> <p>番号法の別表第二を基に当町は、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有期間が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認の仕組みの導入を行うとされたことと、当該仕組みのような、ほかの医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集、整理、利用、提供に関する事務」を国民健康保険法第113条の3の規定に基づき、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して国民健康保険団体連合会(国保連合会)及び社会保険診療報酬支払基金(支払基金)に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(国保中央会)及び支払基金が、医療保険者等向け中間サーバ等の運営を共同して行う。</p> <p>〈オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバ等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐づけるために機関別符号の取得及び紐づけ情報の提供を行う。
③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバ、次期国保総合システム及び国保情報集約システム(※)、団体内統合宛名システム、医療保険者等向け中間サーバ等 ※国保連合会に設置されるサーバ群と市町村に設置されるPCで構成される。
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条 別表第一の30の項、番号法に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;">〈選択肢〉 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、95、97、106、109、120項 【別表第二における情報照会の根拠】 42、43、44、45項 【オンライン資格確認の準備業務】 番号法附則第6条第4項(機関別符号を取得等のため)</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	由仁町 総務課 庶務・財政担当 〒069-1292 北海道夕張郡由仁町新光200番地 Tel.0123-83-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	由仁町 住民課 〒069-1292 北海道夕張郡由仁町新光200番地 Tel.0123-83-3902

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に関する説明
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	住民課長 星 貴之	住民課長	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 発生	総務まちづくり課 庶務・財政担当	総務課 庶務・財政担当	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	IV リスク対策	事後	様式変更によりリスク対策を追加
令和2年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>国民健康保険は、国民健康保険法に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的として、市町村等が保険者となり、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行う。</p> <p>当町は、国民健康保険に関する事務において、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を用いる以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者の資格取得・喪失等のほか異動に関する事務。 ②被保険者証、高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証などに関する事務。 ③保険給付に関する事務。</p>	<p>国民健康保険は、国民健康保険法に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行う。</p> <p>当町は、国民健康保険に関する事務において、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者の資格取得・喪失等の異動に関する事務。 ②被保険者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証などの発行等に関する事務。 ③保険給付等に関する事務。 ④被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。</p> <p>番号法の別表第二を基に当町は、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有期間が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認の仕組みの導入を行うとされたことと、当該仕組みのような、ほかの医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集、整理、利用、提供に関する事務」を国民健康保険法第113条の3の規定に基づき、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して国民健康保険団体連合会（国保連合会）及び社会保険診療報酬支払基金（支払基金）に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（国保中央会）及び支払基金が、医療保険者等向け中間サーバ等の運営を共同して行う。</p> <p>〈オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務〉</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を經由して医療保険者等向け中間サーバ等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐づけるために機関別符号の取得及び紐づけ情報の提供を行う。</p>	事後	再評価

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に関する説明
令和2年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバ、次期国保総合システム及び国保情報集約システム（※）、団体内統合宛名システム、医療保険者等向け中間サーバ等 ※国保連合会に設置されるサーバ群と市町村に設置されるPCで構成される。	事後	再評価
令和2年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条 別表第一の30の項	番号法第9条 別表第一の30の項、番号法に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	事後	再評価
令和2年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106項 【別表第二における情報照会の根拠】 42、43、44、45項	番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、95、97、106、109、120項 【別表第二における情報照会の根拠】 42、43、44、45項 【オンライン資格確認の準備業務】 番号法附則第6条第4項（機関別符号を取得等のため）	事後	再評価
令和2年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	再評価
令和2年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	再評価